



教員志望の皆様へ

# 臨時的任用教職員・非常勤講師等 募集

## 夢の実現に向けて、川崎市の学校で働いてみませんか？

川崎市立の小学校・中学校・特別支援学校・高等学校で、休業代替任期付教職員、臨時的任用教職員・非常勤講師として活躍して下さる方の登録をお願いしています。希望される方は必要書類を用意し、登録手続きをしてください。



※ 手続き後、登録者名簿に掲載されますが、任用（お仕事をお願いすること）をお約束するものではありません。

### ■募集対象・資格

- 募集対象：教職員（休業代替任期付教職員、臨時的任用教職員・非常勤講師）
- 資格：希望する校種・教科の教員普通免許状を所有している人、又は年度内に取得見込みの人で、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない人。

### ■必要書類

#### ★共通

- ① 登録書（登録の会場に用意がありますが、ホームページからダウンロードも可能です。）
- ② 所有する全ての教員免許状の原本及びコピー（表裏）1部
- ③ 顔写真（過去3ヶ月以内に撮影したもの。上半身・正面向・脱帽・縦4cm×横3cm）1葉
- ④ 印鑑
- ⑤ 卒業証明書・修了証明書（高校の卒業証明書は必要ありません。また、高校卒業後の証明書は全て提出してください。）

#### ★免許状や各種証明書と氏名が異なる方

- 戸籍抄本（※確認ができない場合は登録手続きができませんので、必ずお持ちください。）

#### ★通信制教育課程で免許状を取得した方

- 学力に関する証明書（通信制教育課程で取得したもの）
- 成績証明書（通信制教育課程で取得したもの）

#### ★免許状更新手続きを行った方

- 更新講習修了確認証明書、修了確認期限延期証明書、免許状更新講習免除証明書 のいずれかの原本及びコピー 1部 ※都道府県教育委員会の発行するものです。大学等の発行する修了証明書ではありません。

### ■登録受付日

毎週 火曜日（5月～12月は第2・第4の火曜日）※ 閉庁日を除く  
午後1時30分から午後4時まで

会場等はホームページでご確認ください。日時の都合がつかない場合には調整をさせていただきますので、教職員人事課（教員採用担当）Tel 044-200-3843 までご相談ください。

### ■登録手続き

登録日に、申込者本人が来庁して登録してください。（代理による申込は受けません。）

「登録書」に必要事項（住所等の連絡先・学歴・職歴等）を記入していただきますので事前に確認の上お越しく下さい。また、勤務先等の希望なども当日お伺いします。

※ 免許状取得見込みの方も登録書を提出していただき、仮登録することができます。（取得後に教員免許状原本確認や卒業証明書等の提出をしていただきます）

## 川崎市教育委員会事務局

### 教職員人事課 教員採用担当

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル2階

TEL 044-200-3843

FAX 044-200-2869

HP http://www.city.kawasaki.jp/880/category/9-12-0-0-0-0-0-0-0-0.html

川崎市 教員採用

検索



【参考】 休業代替任期付教職員・臨時的任用教職員・非常勤講師の勤務条件等 平成31(2019)年度

休業代替任期付教職員・臨時的任用教職員・【産休・育休・休職・欠員代替】（小・中学校の場合）	
勤務時間	正規職員と同等（1週につき38時間45分、1日につき7時間45分）
給与	学歴・職歴により初任給を決定 （例：新卒） 大卒 249,000円程度 短大卒 222,000円程度 ※教職調整額、地域手当、教員特別手当を含む
諸手当	通勤、扶養、住居、期末勤勉、退職手当 ※正規職員に準じて支給
年次有給休暇	あり
社会保険	休業代替任期付職員：公立学校共済 臨時的任用教職員・非常勤講師：全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）、厚生年金保険
災害補償	地方公務員災害補償保険法の適用

定数内（月額） 非常勤講師（小・中学校の場合）	
勤務時間	1週につき29時間
給与（月額）	200,200円～281,000円
諸手当	通勤
年次有給休暇	あり
社会保険	全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	労働者災害補償保険法の適用

※上記は変更となる場合があります。また、任用期間等により取扱いが異なる場合があります。  
※非常勤講師については上記以外の任用形態もあります。詳しくは教職員人事課（044-200-3843）までお問い合わせください。

**！！注意事項！！ 教員免許の更新時期の確認 & 任用時の必要書類 & 登録の有効期間**

- ◆教員免許更新の時期を確認してください！  
教員免許更新制の導入に伴い、修了確認期限又は有効期間を過ぎた教員免許状では教職に就くことが出来ません。今一度、御自身の教員免許状の修了確認期限又は有効期間を確認してください。
- ◆休業代替任期付教職員・臨時的任用職員の任用時の必要書類！  
休業代替任期付教職員・臨時的任用職員として任用される場合は教育職員免許状授与証明書の提出が必要です。任用が決まり次第、教員免許状を発行した都道府県教育委員会に申請してください。  
※ 授与証明書とは、授与権者である都道府県教育委員会が、該当者の方へ有効な免許状を授与している旨の事実を公的に証明するものです。
- ◆登録の有効期間  
登録の有効期間は、登録した日を含む年度から5年となります。単位は「年度」です。  
なお、有効期間は、その終了年度の9月～3月に更新手続きを行うと、更に5年延長となります。  
（例）令和元年度に登録⇒令和5年度まで有効。



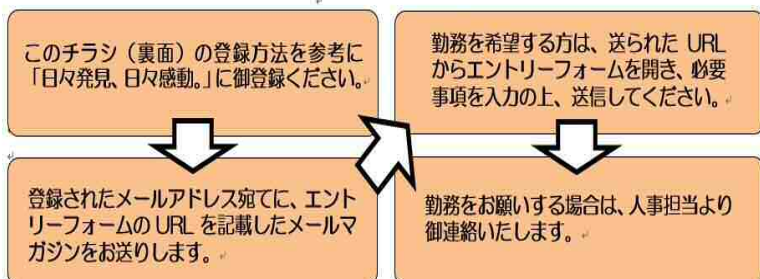
**Topics**

**臨任・非常勤等の登録が済んだらメルマガ登録を！  
エントリーフォームの御案内**

休業代替任期付教職員・臨時的任用教職員・非常勤講師等は登録者の中から任用していますが、必ずしも登録してすぐに任用されるとは限りません。“随時”の任用となるため、登録したときはすぐに勤務可能な状態であっても、1か月後、3か月後、半年後…には状況が変わっていることも考えられます。

このため、登録者の方々の勤務希望状況を定期的に確認することを目的とした「エントリーフォーム」を、メールマガジン登録者を対象に送信しています。「今月までは別の仕事をしているので、来月からなら勤務が可能」といった、細かなリアルタイムの勤務希望を伺うことで、迅速な任用を進めたいと考えています。人事担当からの勤務依頼の連絡もスムーズに進むこととなりますので、ぜひメールマガジンに御登録ください。

◆エントリーフォーム利用した任用の流れ



**川崎市立学校教員募集メルマガ**  
「日々発見、日々感動。」  
登録者募集中！